	第二十一号改訂版	第百二十五号第三改訂版	第百六十七号改訂版	第百七十六号	第十七号第十二改訂版	第百二十六号	第八十号第四改訂版	第十四号第九改訂版	第十六号第十改訂版	第百七十三号改訂版	第百七十四号改訂版	第二十五号第四改訂版	第百四十五号改訂版	第百二十九号第四改訂版	第百七十号	第十一号第四改訂版	第四十三号改訂版	第六十一号第六改訂版	第五十一号第三改訂版	第百六十八号	第九十八号第二改訂版	第百十二号第二改訂版	第百十三号第三改訂版	第百四十九号改訂版	第百二十三号第二改訂版	第百四十九号改訂版
第二条第十一号の五の内装	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の六の運転者席	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の七の運転者席	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の八の運転者席の視界支援装置	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十二号の座席					○																					
第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置					○																					
第二条第十二号の三の仕切り装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十三号の座席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十三号の三の座席ベルト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十四号の頭部後傾抑止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十四号の二の年少者用補助乗車装置取付具	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十五号の年少者用補助乗車装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十五号の二の年少者用補助乗車装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十六号の二の窓ガラス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十七号の騒音防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十九号の前照灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十九号の二の前照灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○